

広島経済大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン
－入学志願者等及び学生に対する対応－

平成 30 年 4 月 1 日
制 定

(目的)

第 1 条 このガイドラインは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）及び文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成 27 年文部科学省告示第 180 号）に即して、広島経済大学（以下「本学」という。）及び本学の教職員（非常勤職員含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第 3 条 このガイドラインにおいて、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。

- 2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、具体的な状況等に依りて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、本学は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明しなければならない。
- 3 このガイドラインにおいて、合理的配慮とは、障害者が他の者と平等に教育を受ける権利を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、教職員に過重な負担を課さないものをいう。
- 4 前項の過重な負担については、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的

な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、本学は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明しなければならない。

- (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用負担の程度
- (4) 財政・財務状況
（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 統括責任者
学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等に関し、本学全体を統括し、監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする
- (2) 管理責任者
学部長をもって充て、統括責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする
- (3) 監督責任者
学務センター長を、但し入試等に関する場合は入試広報センター長をもって充て、管理責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする
（監督責任者の責務）

第5条 監督責任者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 障害を理由とする差別の解消に関し、教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
- (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること

2 監督責任者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、管理責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。
（不当な差別的取扱いの禁止）

第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者の権利利益を侵害してはならない。
（合理的配慮の提供）

第7条 本学は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

(相談体制の整備)

第8条 障害者及びその家族からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、学務センターに置き、センター長が対応する。

(紛争の防止等のための体制の整備)

第9条 障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等)に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会を置く。

2 委員は学長が指名する。

(教職員への研修・啓発)

第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要な研修・啓発を行うものとする。

=====

【参考】

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例(第6条関係)

不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とする。

(以下、例示)

- 障害があることを理由に入学試験の受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会への出席を拒否すること
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例(第7条関係)

合理的配慮に相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、合理的配慮に該当し得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とする。

(物理的環境への配慮)

(以下、例示)

- 災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害者に対し、災害時に教職員が直接災害を知らせること
- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 教室内で、教員や板書・スクリーン等に近い席を確保すること

(意思疎通の配慮)

(以下、例示)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、可能な限り情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや拡大資料等を提供すること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

(以下、例示)

- 入学試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、別室受験（本学会場のみ）や支援機器の利用を認めたりすること

- 定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、支援機器の利用を認めたりすること
- IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと

以上